

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジブチ	タジュラ湾海上輸送能力強化計画のための贈与に関する日本政府とジブチ共和国政府との間の交換公文	タジュラ湾海上輸送能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	4,081,000千円 2023.12.31まで	2019.9.30 ジブチで (同日)	日本側 米谷光司在ジブチ 大使 側 マハムッド・ア リ・ユスマン外務・国際協 力大臣	2019.10.18 173号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。